

船舶事故調査報告書

平成25年11月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年5月6日 08時45分ごろ
発生場所	宮城県南三陸町志津川湾内 南三陸町所在の寺浜灯台から真方位302°5,500m付近 (概位 北緯38°39.7′ 東経141°28.5′)
事故調査の経過	平成25年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 JF第三丸 ^{まるりょう} 漁丸、1.5トン MG3-48337（漁船登録番号）、宮城県北部施設保有漁業協同組合 8.07m(Lr)×2.25m×0.73m、FRP ガソリン機関、80kW、平成24年12月3日
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年1月14日 免許証交付日 平成21年11月6日 (平成27年8月16日まで有効) 甲板員A 男性 45歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年12月21日 免許証交付日 平成25年1月28日 (平成30年1月27日まで有効)
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、平成25年5月6日07時45分ごろ南三陸町 ^{そではま} 袖浜漁港南南東1,400m付近のわかめ養殖筏 ^{いかだ} に到着して機関を停止し、収穫するわかめロープの西端から東方に向けてワカメの収穫作業を開始した。 甲板員Aは、わかめロープを吊り上げるため、前部のキャプスタンの後方に立ち、左手で吊り上げ用の8mmロープ（以下「吊り上げ索」という。）の索端を持ち、右手でキャプスタンのドラムに吊り上げ索

	<p>を反時計回りに3巻きしようとした時、08時45分ごろ、ゴム手袋の先が吊り上げ索とドラムの間に挟まれて外れなくなり、ドラムの回転により、反時計回りに右手がねじられた。</p> <p>甲板員Aの悲鳴を聞いた船長は、キャプスタンを止めに前部に行ったが、甲板員Aの体に遮られてスイッチに手が届かず、中央部にいた甲板員Bが、鎌でダビットとキャプスタンの間の吊り上げ索を切断した。</p> <p>船長は、甲板員Aの右腕にタオルを巻いて止血し、わかめ養殖筏を離れ、119番通報をして救急車を呼んで袖浜漁港に向かい、09時00分ごろ甲板員Aを救急車に引き継いだ。</p> <p>甲板員Aは、石巻市の病院まで搬送され、右手首の縫合手術が行われた。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：波 なし、潮候 上げ潮初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の前部では、先端に金属のかぎ（以下「四爪」という。）を取り付けた吊り上げ索を高さ約2mのダビットの上端に取り付けたブロック、同下端に取り付けたブロックを通してキャプスタンのドラムに時計回り又は反時計回りに3巻きし、索端を両手で引っ張りながら、吊り上げ索の四爪を掛けたわかめロープを吊り上げていた。</p> <p>キャプスタンの出力は550W、時計回り又は反時計回りを選択でき、毎分の回転数は、高速で60、低速で30であり、わかめロープを吊り上げる際には低速を使用していた。</p> <p>甲板員Aが着用していたゴム手袋は、Lサイズであり、指先に余裕のあるものではなかった。</p> <p>乗組員は、手が冷えて動かなくなるため、漁業用のゴム手袋を着用していた。</p> <p>甲板員Aは、わかめ養殖業に約4～5年従事しており、キャプスタンを扱うことの危険性を十分に知っていた。</p> <p>船長は、四爪が外れて飛んでくることがあるので、乗組員に対し、身体を避けておくことなどの注意はしていたが、キャプスタンに吊り上げ索を巻いているときの注意については、誰でも危険性は分かっているものと思い、注意をしていなかった。</p> <p>船長は、通常、作業を開始して2時間くらい経過したら、10分程度の休憩をとっていたが、本事故の発生は作業を開始して1時間程度であり、甲板員Aは、疲れてはいなかった。</p> <p>船長は、右手でドラムにロープを巻いているとき、ゴム手袋の先がロープに挟まれたことがあったが、初めの1巻きときに引っ張ったら外れており、2巻か3巻したときに指が挟まれたら外れなくなるので、あまり奥に指を入れないようにしていた。</p> <p>乗組員は、全員が救命胴衣を着用していなかった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、袖浜漁港南南東沖のわかめ養殖筏において、ワカメの収穫作業中、甲板員Aが、わかめロープを吊り上げようとして左手で吊り上げ索の索端を持ち、右手でキャプスタンのドラムに吊り上げ索を反時計回りに3巻きしている時、着用していたゴム手袋の先が吊り上げ索に挟まれたことから、右手がドラムの回転により、ねじられて負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、袖浜漁港南南東沖のわかめ養殖筏において、ワカメの収穫作業中、甲板員Aが、わかめロープを吊り上げようとして左手で吊り上げ索の索端を持ち、右手でキャプスタンのドラムに吊り上げ索を反時計回りに3巻きしている時、着用していたゴム手袋の先が吊り上げ索に挟まれたため、右手がドラムの回転により、ねじられたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャプスタンのドラムに吊り上げ索を巻く際には、不用意に指先をドラムに接近させないこと。